

申請に対する処分

処分名	犬の鑑札の交付
根拠法令	狂犬病予防法第4条 狂犬病予防法施行規則第3条及び第9条 奄美市手数料条例第2条
所管課	環境対策課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

犬の所有者

(2) 申請の方法

新規に登録する犬の所有者は、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合には、生後90日を経過した日）から30日以内に、登録手数料1頭につき3,000円を添えて次に掲げる事項を記載した犬の登録申請書を提出する。提出は、環境対策課窓口及び初めて狂犬病予防注射を受けた際に、集合注射の場合は注射会場で、個別注射の場合は獣医師を通じて提出する。

(ア) 所有者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 犬の所在地（所有者が法人の場合は、その主たる事務所の所在地）

(ウ) 犬の種類

(エ) 犬の生年月日

(オ) 犬の毛色

(カ) 犬の性別

(キ) 犬の名

(ク) 犬の特徴となるべき事項（体格等）

イ すでに登録済みの犬の所有者が、犬の所在地を奄美市に変更するとき
(所有者が奄美市に転入し、飼い犬を連れてきた場合及び奄美市外の犬の所有者から犬を譲り受けた場合)は、次に掲げる事項を記載した犬の登録事項変更届を、環境対策課に提出する。

(ア) 所有者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所
の所在地)

(イ) 登録年度及び登録番号

(ウ) 新旧の犬の所在地(所有者が法人の場合は、その主たる事務所の所
在地)及び変更年月日

(エ) 所有者が変更になった場合は、新旧の所有者の氏名及び住所(法人
にあっては、その名称および主たる事務所の所在地)及び変更年月日

(3) 許認可等の要件

次のいずれかに該当する場合は、鑑札を交付する。

ア 犬の所在地が奄美市であり、飼い犬の登録済みであること。

イ 旧所在地での登録が確認できること。(転入の場合)

2 標準処理時間

1日